

CARREL 社会保険労務士事務所

News

CARREL 社会保険労務士事務所

〒231-0004

横浜市中区元町 3-21-2 ヘリオス関内ビル 7F

TEL :045-222-8270/FAX :045-222-8276

✉ info@carrel-yokohama.jp

http://www.carrel-yokohama.jp



1. 東京労働局が公表した労基法・最低賃金法による 送検事例

◆業種別では建設業がトップ

東京労働局から「平成 26 年度司法処理状況」が発表されましたが、これによると 1 年間（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）の間に、東京労働局と管下の 18 労働基準監督署・支署が東京地方検察庁へ送検した司法事件は 54 件（前年度比 4 件減少）だったそうです。

業種別では、建設業（22 件）、製造業（9 件）、接客業（5 件）が上位を占め、違反事項別では、賃金・退職金不払（17 件）、死亡災害等を契機とした危険防止措置義務違反（12 件）、労災かくしが（11 件）が上位を占めました。

以下では、東京労働局が公表した送検事例のうち、労働基準法・最低賃金法違反に関する事例をご紹介します。

◆違反事例(1)

託児所を営む A 社は、労働者 B の平成 24 年 1 月分賃金（17,250 円）および労働者 C の同年 2 月分賃金（80,690 円）の合計 97,940 円を所定の各賃金支払期日である同年 2 月 29 日、同年 4 月 4 日に全額支払わず、もって法で定める最低賃金を支払わなかった。

労働者 14 名が不払賃金（合計約 221 万 6,000 円）の行政指導による救済を求め労働基準監督署に申告に及んでいたが、A 社は労働基準監督署の行政指導に従わなかった。

A 社の代表者は再三の出頭要求に応じなかったことなどから、逮捕のうえ、送検された。

◆違反事例(2)

パン製造販売業を営む会社のパートタイム労働者 3 名（時給 900 円～950 円、1 日の所定労働時間 6 時間）に対し、平成 25 年 12 月 1 日から同月 31 日までの間、最長で月 139 時間に達する時間外労働を行わせ、もって時間外労働協定の延長時間の限度を超える違法な時間外労働を行わせていた。

また、同期間、本来支払うべき時間外労働に対する割増賃金のうち 3 割程度しか支払っていなかった（1 人当たり最大で約 11 万円/月の時間外手当不払が発生していた）。

◆労働局の今後の方針

同労働局では、過重労働による健康障害を発生させた企業等であって違法な長時間労働を繰り返すなど「重大・悪質な労働基準法違反」の事案に対しては、積極的に捜査を行い、送検手続をとる方針とのことです。

私は、経営者も社員も
幸せになれる会社づくりの
サポートをすることが
CARREL の“使命”だと
考えています。

CARREL の 5 つの使命として

- ◇ 採用・教育研修サポート
- ◇ 就業規則・人事諸規定
- ◇ 労務問題
- ◇ 社会保険手続き
- ◇ 行政調査

を考えています。

これらのお悩みを解決させて
頂くことが、貴社の成長に
貢献できる近道だと思っ
ております。

～お気軽にご相談下さい～

プロフィール

官公庁・百貨店勤務を経て人
材派遣会社へ入社。

人材派遣会社では約 10 年
間、総務・人事、派遣コーディネーターなど多岐に渡る業務に
従事。

現在は、社労士実務だけでなく、資格学校や大学にてメンタルヘルスや就職支援等の講師を担当。



7月の税務と労務の手続き

10日

- ◇ 健保・厚年の月額算定基礎届の地出期限<7/1 現在>
[年金事務所または健保組合]
- ◇ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- ◇ 特例による源泉徴収税額の納付<1~6月分> [郵便局または銀行]
- ◇ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- ◇ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]
- ◇ 労働保険料の納付<延納 1 期分>
[郵便局または銀行]

15日

- ◇ 所得税予定納税額の減額承認申請<6/30の現況>の提出
[税務署]
- ◇ 障害者・高齢者雇用状況報告書
[公共職業安定所]

31日

- ◇ 所得税予定納税額の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- ◇ 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、4~6月分>
[労働基準監督署]
- ◇ 健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- ◇ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]
- ◇ 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

2. 深刻化する「ブラックバイト」の実態は？

◆「ブラックバイト」とは？

学生のアルバイトに過重な働き方を強要させ、学業等の学生生活に支障をきたしてしまう「ブラックバイト」が深刻化しています。

ブラック企業対策プロジェクトは、昨年7月にアルバイト経験のある大学生に調査を行い、「3割弱の学生が週20時間以上のアルバイト就労」「4人に1人が会社の都合で勝手にシフトを入れられている」「不当な扱いの経験率は7割弱」との実態を公表しました。

これらの他にも、「ノルマの未達成を理由に商品の買い取り」「上司からのパワハラ・セクハラ」などが挙げられており、違法行為が存在している可能性もあるとして問題となっています。

◆学生がアルバイトを辞められない理由とは？

では、なぜこういった事態が起こっているのでしょうか。

理由の1つは、学費の高騰、仕送り額の減少、奨学金制度の不備などによって、多くの学生は、収入がなければ学生生活を送ることが困難な状況になっていることです。

こうした学生の経済事情につけ込み、アルバイトに正社員並みの義務やノルマを課したり、違法な労働をさせたりする企業が増加しています。

また、学生の責任感の強さを利用してあえて重い責任の仕事を与えたり、職場での人間関係を密にしてバイト先を学校以上の居場所にさせたりといったことが意図的に行われている場合もあります。

◆最新の動向は？

厚労省は4月から、学生がアルバイトをする際にトラブルに巻き込まれることがないように、労働基準法などに関する知識を持ってもらう「アルバイトの労働条件を確かめよう！」というキャンペーンを始めました。

また、大学生の労働相談を受け付ける労働組合「ブラックバイトユニオン」は、アルバイト先で不当な扱いを受けた際には労働組合や弁護士等に相談するよう呼びかけ、トラブルに遭った際には給与明細やメモ、録音データ等の証拠を残すことを解決策として挙げています。

最近では、厚労省が学習塾業界に適正に賃金を支払うよう異例の要請をしていたことがわかりました。「講師の授業前後の賃金が払われていない」等の相談が相次いでおり、業界全体で改善に取り組むよう求めています。

CARREL アドバイス

内閣府が公表したマイナンバーに関するリーフレット

本年10月に迫ったマイナンバーの通知ですが、最近では新聞やテレビなどでもマイナンバー制度開始の話題が取り上げられることが多くなってきました。企業にも早めの対応が求められているところですが、7割の企業で対応が進んでいないのが現状です。

国でも「社会保障・税番号制度ホームページ」としてマイナンバーに関するページを各省庁で設けて情報の周知に努めているようですが、この度、内閣府がマイナンバーに関するリーフレットを作成しました。「概要」と「事業所向け」の構成にわかれており、社内対応や社内研修を行ううえでも参考となる資料となっています。

内閣官房「社会保障・税番号制度ホームページ」をご覧くださいと随時新しい情報や資料がアップされていますので、自社の対応を検討するうえでも参考になることでしょう。